

「2つの給付金」の受給申請を 8月4日から受け付けます！

2つの給付金とは「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」のことで、平成26年4月に消費税が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い人や子育て世帯への影響を緩和する暫定的・臨時的な措置です。対象に当てはまれば、どちらかの給付金を受給できますので、忘れずに申請を行ってください。



「臨時福祉給付金」について

◇ 受給対象者

- 平成26年1月1日時点で福智町に住民票がある人
- 平成26年度(平成25年分)の町民税均等割が課税されていない人

※本人が非課税であっても、課税されている人の扶養家族になっている場合や、生活保護の受給者は対象になりません。

※平成26年1月2日以降に町外から転入した人は、平成26年1月1日に住民票があった市町村へお問い合わせください。

◇ 受給額

1人につき **1万円**

次の加算対象者は一人につき5千円加算

- ▶ 高齢・障害・遺族基礎年金などの受給者
- ▶ 児童扶養手当・特別児童扶養手当などの受給者

「子育て世帯臨時特例給付金」について

◇ 受給対象者

- 平成26年1月1日時点で福智町に住民票がある人
- 平成26年1月分の児童手当(特例給付含む)を受給している人で、平成26年度(平成25年分)の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人

※臨時福祉給付金の対象となっている場合や、生活保護の受給者は対象になりません。

※平成26年1月2日以降に町外から転入した人は、平成26年1月1日に住民票があった市町村へお問い合わせください。

※児童手当を受給している公務員は、職場から交付される「児童手当受給状況証明書」を申請期間まで大切に保管してください。

◇ 受給額

対象児童1人につき **1万円**

「2つの給付金」の対象者は申請をお忘れなく！

Two benefits

- 「2つの給付金」の対象見込みの人には、町民税確定後の7月から順次申請書を郵送予定です。対象者で申請書が届かない場合は役場福祉課までお問い合わせください。
- 町民税などの未申告者は給付の対象でも受給できません。早めの申告をお願いします。
- 申請をお忘れの場合、給付金は受給できません。下記期間中の開庁時間(8時30分～17時15分)に必ず申請を行ってください。

pick up 窓口および郵送での申請について

申請場所	申請期間	郵送での受付
役場 本庁舎 福祉課	8月4日(月)～3か月程度(土・日・祝を除く)	〒822-1292 金田937-2 役場 福祉課福祉係
役場 赤池支所 臨時受付	8月11日(月)～8月15日(金)	郵送受付なし
役場 方城支所 臨時受付	8月18日(月)～8月22日(金)	郵送受付なし

※申請場所や期間を確認して、必ず申請を行ってください。また、郵送で申請を行う場合は記入内容に不備がないようご注意ください。



現状打破へ全力で挑戦する仲間を募集します。

福智町、本気です!!!
平成26年度福智町職員採用試験

転換期を迎えた福智町で、あなたの力を発揮しませんか？

最終的には人柄です。

■ 第1次試験日

9月21日(日)

■ 試験内容

社会人基礎試験、職務適応性検査
※一般事務B・D・土木技師については専門試験があります

■ 受付期間

7月1日(火)～7月31日(木) (平日8:30～17:15)

■ 申込方法

- ▶ 試験案内と申込用紙は、福智町役場総務課、赤池支所、方城支所で配布します。
- ▶ 来庁できない場合は、郵送請求または福智町公式サイトからダウンロードしてご入手ください。
- ▶ 郵送で請求する場合は封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手(速達の場合は400円切手)を貼った宛先明記の返信用封筒角2号(A4版)を同封して送付してください。くわしくは右記までお問い合わせください。
- ▶ 申込用紙に記入し、7月31日(木)までに福智町役場総務課人事係(本庁舎3階)へ持参または郵送してください。

■ 職種・受験資格

- 一般事務A ▶ 5人程度
昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
- 一般事務B(一般事務兼保育士) ▶ 1人程度
昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人、または平成27年3月末までに資格取得見込みの人
- 一般事務C(一般事務兼図書司書) ▶ 1人程度
昭和49年4月2日以降に生まれた人で、図書司書の資格を有し、実務経験が3年以上ある人
- 一般事務D(一般事務兼保健師) ▶ 1人程度
昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人、または平成27年3月末までに資格取得見込みの人
- 土木技師 ▶ 1人程度
昭和54年4月2日以降に生まれた人で2級土木施工管理技士以上の資格を有する人、または平成27年3月末までに資格取得見込みの人
- 技能労務職(調理員) ▶ 1人程度
昭和54年4月2日以降に生まれた人で、調理師の資格を有する人、または平成27年3月末までに資格取得見込みの人

役場 総務課人事係 ☎ 22-0555